

五ヶ瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画



平成26年8月

五ヶ瀬町

目 次

第1部 総論

I はじめに	1
II 新型インフルエンザ等発生時の影響	1
1 新型インフルエンザが発生した場合に想定される患者数等	1
2 社会への影響	2
3 新型インフルエンザ等対策が他の災害や感染症対策と異なる点	2
III 基本方針	3
1 基本的考え方	3
2 新型インフルエンザ等の発生段階の設定	4
3 対策の推進体制	4
IV 発生段階に応じた主な対策	5
V 分野別対応	7
1 実施体制	7
2 情報提供・共有	7
3 予防・まん延防止	8
4 予防接種	9
5 医療	10
6 町民生活及び経済の安定の確保	11

第2部 各論

【五ヶ瀬町新型インフルエンザ等対策組織図】	12
【各部における共通事務分掌】	12
【各部の個別業務】	12
I 発生段階ごとの主な対策と役割分担	14
(1) 未発生期	14
(2) 海外発生期	15
(3) 町(県)内未発生期	16
(4) 町(県)内発生早期	17
(5) 町(県)内感染期	19
(6) 小康期	21
用語解説	22

第1部 総論

I はじめに

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定

新型インフルエンザは、1918年にスペインインフルエンザが大流行し、およそ10年から40年の周期で発生している。トリからヒトに感染する鳥インフルエンザウイルスが「ヒトからヒト」に容易に感染する新型インフルエンザが発生すると、人には免疫がないことから、世界的な大流行が懸念され甚大な被害が予測されている。

新型インフルエンザや未知の感染症である新感染症の発生は社会的影響が大きく、生命の保護はもとより、生活や経済に及ぼす影響を最小にするために平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月13日に施行された。

(2) 取り組みの経緯

我が国においては、平成17年11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」が、平成18年と19年には「新型インフルエンザ対応ガイドライン」が策定、改定された。

また、平成20年5月には感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が改正され、新型インフルエンザは新類型感染症に位置づけられ、新型インフルエンザ対策の強化が図られた。

宮崎県の取組は、平成17年1月25日に「新型インフルエンザ対応指針」を作成し、その後、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」と「新型インフルエンザ対応ガイドライン」及び関係法の改正等を受け、平成21年1月23日に「宮崎県新型インフルエンザ行動計画」を策定し、平成21年4月にメキシコを発端とするA/H1N1 亜型による新型インフルエンザパンデミックへの対応や国の行動計画改定をうけ、平成24年3月に行動計画の見直し改定を行っている。

五ヶ瀬町においては、国が発表した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「宮崎県新型インフルエンザ対策行動計画」に沿って「五ヶ瀬町インフルエンザ対策行動計画」（平成22年7月最終版）を策定した。しかし、「五ヶ瀬町インフルエンザ対策行動計画」は、強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）を念頭に策定されたものである。今回、国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府計画」という。）及び宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）の内容を参考に、「五ヶ瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行うこととした。

(3) 対象とする疾病（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症。
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合においても習って対応を行う。

(4) 見直し

また、本行動計画は、様々な新型インフルエンザ等対策の状況の変化に応じて、関係機関・関係団体と協議の上、今後も適宜改定するものとする。

II 新型インフルエンザ等発生時の影響

1 新型インフルエンザが発生した場合に想定される患者数等

新型インフルエンザ等対策行動計画の策定にあたって、過去に世界で大流行したインフルエンザウイルスのデータを参考に、新型インフルエンザの外来患者数、入院患者数及び死亡者数について推計した。

国は、新型インフルエンザのアウトブレイクが起こった場合の発病率を、全人口の25%が罹患すると想定（介入なし）し、その際、医療機関を受診する患者数（上限値）は約2,500万人、流行が約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、全国では、中等度の場合の一日当たりの最大入院者数は10万1千人（流行発生から5週目）、重度の場合の一日当たりの最大入院患者数は39万9千人と推計されている。

これを本町に当てはめる（国の推計値を本町の人口により換算）と、医療機関を受診する患者数（上限値）は、約 900 人と推計される。（平成 22 年 10 月国勢調査結果全国の人口 128,057,352 人、宮崎県の人口 1,135,233 人、五ヶ瀬町の人口 4,652 人）

また、入院者数及び死亡者数について、過去に世界で流行したアジアインフルエンザ等を中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として、新型インフルエンザの入院患者数と死亡者数の上限を推計すると、全国では、中等度の場合の入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人と推計されている。

（なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。）

【本町に当てはめた推測値】

発生状況時の推測		中等度（致死率 0.53%）	重度（致死率 2.0%）
アウトブレイク時	入院患者数	約 19 人（上限値）	約 73 人（上限値）
	死亡者数	約 6 人（上限値）	約 23 人（上限値）
（流行発生後第 5 週）	最大入院患者数	約 4 人（上限値）	約 15 人（上限値）

中等度の場合は約 4 床、重度の場合は約 15 床の病床確保が必要と推計される。

2 社会への影響

流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

また、国民生活においては、学校・保育所等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討、実施するとともに、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対応も念頭に置く必要がある。

3 新型インフルエンザ等対策が他の災害や感染症対策と異なる点

- 新型インフルエンザ流行は、いずれ必ず発生する。しかし、その時期は予測できないし、また予兆を捉えることも困難である。
- 新型インフルエンザ流行は、日本全国（世界中）で同時に発生する。従って、地震災害のように国や他県の支援を期待することは困難であることが想定される。
- 新型インフルエンザ流行の被害は、数週間から数か月の中長期にわたって続く可能性が高い。
- 五ヶ瀬町では、最大約 900 人の外来患者と約 73 人の入院患者が発生し、近隣医療機関に負荷がかかることが予想される。
- 医療従事者が、最も感染のリスクが高く、医療従事者の感染は医療提供体制に影響を及ぼす。
- 新型インフルエンザワクチンを必要量確保するためには、多くの時間を要する。
- 社会全体への流行は、欠勤者が増えることで社会・経済活動に支障をきたす。
- 感染拡大防止には、行政、医療機関等及び町民の正しい理解と協力が必要不可欠である。

Ⅲ 基本方針

1 基本的考え方

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合には、その感染力の強さから、感染拡大防止は困難であることから、対策の目的は、可能な限り感染拡大を防止し、患者数のピークを遅らせ、患者数のピークを低くし健康被害を最小限に抑えることにより、町民生活及び経済の破綻を防ぐことにある。

(2) 対策のポイント

対策のポイントは、流行の状況に応じて異なり、各発生段階の移行が非常に早く進行する可能性が高いことから、関係機関との共通認識を深め、関係機関が各発生段階において実施する対応策について事前に協議をしておくことである。

本行動計画においては、各発生段階において、以下の実施すべき対応策について記載する。

なお本計画においては、各発生段階における「情報提供と共有」、「予防・まん延防止」、「医療」については、新型インフルエンザに係る対策を例として記載する。未知の新型感染症に係る対策はこれに準じて行うこととする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有
- ③ 予防・まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 医療
- ⑥ 町民生活及び経済の安定の確保

また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、インフルエンザの特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

(3) 対策実施上の留意点

① 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等、町民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、宮崎県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、五ヶ瀬町インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

政府対策本部、宮崎県対策本部長から町対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、町対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、速やかに所要の総合調整を行う。

④ 記録の作成・保存

発生した段階で、政府対策本部、宮崎県対策本部、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

2 新型インフルエンザ等の発生段階の設定

国の行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での感染、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類している。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を次の6つの段階とすることとした。

なお、町内発生早期、町内感染期及び小康期への移行については、県と協議の上、町対策本部において判断し、本部長が宣言する。

発生段階（国）	発生段階（県・町）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	町（県）内未発生期	国内いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	町（県）内発生早期	町（県）内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	町（県）内感染期	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※ 感染拡大～まん延～患者減少
小康期	小康期	新型インフルエンザの患者等の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

3 対策の推進体制

(1) 行政機関の役割について

町は新型インフルエンザ等対策のため、町対策本部の設置、具体的な行動計画の策定など、あらかじめ対応策を検討し、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国並びに県及び管轄保健所や近隣市町村と連携し住民に対するワクチンの接種や、独居高齢者や障がい者等要援護者への対策を含めた住民の生活支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を推進する。

(2) 医療機関の役割について

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(3) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の業務継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

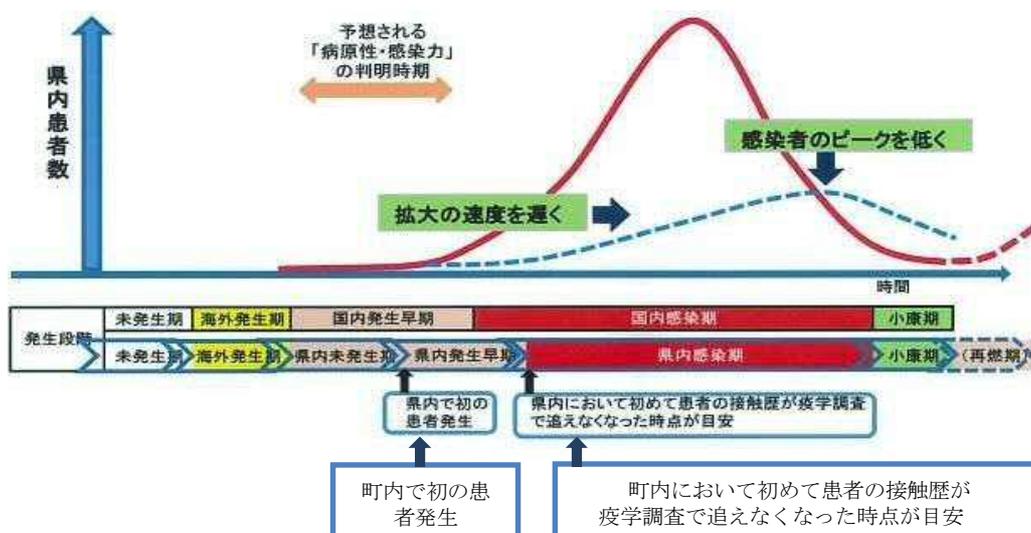
(4) 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。また、町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(5) 町民

新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち、社会的混乱を招かないよう努力するとともに、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の励行の感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。発生時には外出自粛等により、自らの感染予防と感染拡大防止に努める。

<国並びに県及び町内における発生段階>



IV 発生段階に応じた主な対策

(1) 未発生期	
○目的	①情報の収集及び町民への情報提供 ②発生に備えての体制整備
○主な対策	①関係課、保健所、医師会等と連携し、発生時に備え、連携の整備と情報共有を図る。 ②新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。 ③支援を必要とする社会的弱者（高齢世帯、障がい者世帯等）及びコミュニケーションに支障を来すと思われる外国人を把握する。 ④生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続き、手段の検討を行う。 ⑤感染予防用資機材等の備蓄を行う。 ⑥業務継続計画を策定する。
(2) 海外発生期	
○目的	①国内発生に備えての体制整備 ②国内外の発生に関する情報の収集、共有及び提供
○主な対策	①関係課と協議を行い、初動対処方針について協議する。 ②国内発生に備え、町内においてもサーベイランス体制を整える。 ③新型インフルエンザ等の発生に関する国内の情報を収集する。 ④新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。 ⑤特定接種対象者へのワクチン接種開始にともなう準備体制を整える。 ⑥住民に対するワクチン接種開始に伴う準備体制を整える。 ⑦遺体安置所のための施設確保の準備を行う。

⑧相談窓口の設置及び広報を行う。	
(3) 町(県)内未発生期	
○目的	①新型インフルエンザ等対策の実施 ②新型インフルエンザ等感染拡大の抑制
○主な対策	◆町対策本部を設置し、行動計画に基づき、基本的対処方針等を決定し、対策を実施する。(国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、町長を本部長、副本部長を副町長・教育長とする町対策本部を設置する。なお、新型インフルエンザ等の病原体に人に対する毒性や感染力が強いと判断された場合、緊急事態宣言がなされていない段階でも任意の町対策本部を設置し対策を実施する。) ①新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。 ②特定接種対象者にワクチン接種を開始。 ③相談窓口体制の拡充を行う。 ④保健所等の関係機関と情報共有や連携強化を図る。 ⑤社会的弱者(高齢世帯、障がい者世帯等)への日常生活支援及び外国人へのコミュニケーションの確保の体制整備を行う。
(4) 町(県)内発生早期	
○目的	①全町的な新型インフルエンザ等対策の実施 ②新型インフルエンザ等感染拡大の抑制
○主な対策	◆町対策本部は、行動計画に基づき、対処方針を決定し、対策を実施する。 ①新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。 ②特定接種対象者にワクチン接種を開始。 ③相談窓口体制の拡充を行う。 ④保健所等の関係機関と情報共有や連携強化を図る。 ⑤社会的弱者(高齢世帯、障がい者世帯等)への日常生活支援及び外国人へのコミュニケーションの確保の体制整備を行う。 ⑥県内で発生した場合の拡大防止をはかる為、対策を実施する。 ・町民に対し、外出の自粛を呼びかける。 ・感染予防策として、うがい、手洗い、マスクの着用を呼びかける。 ・学校、通所施設等に対し、休校、休業を呼びかける。 ⑦住民へのワクチン接種を開始する。 ⑧県の設置する帰国者、接触者相談センターに関する広報を行う。 ⑨相談窓口体制の充実及び強化を行う。
(5) 町(県)内感染期 【感染拡大期・まん延期・回復期】	
○目的	①健康被害を最小限に抑制 ②社会的弱者(高齢世帯、障がい者世帯等)及びコミュニケーションに支障を来している外国人への支援の強化 ③円滑な火葬対策の実施
○主な対策	◆町対策本部は、行動計画に基づき、それぞれの段階に応じた対処方針を決定し、対策を実施する。 ①新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。 ②感染拡大防止のため、対策を継続実施する。 ③社会的弱者(高齢世帯、障がい者世帯等)及びコミュニケーションに支障を来している外国人への支援を強化する。 ④遺体安置所を必要に応じて開設する。 ⑤死亡者については、円滑な埋火葬対策を講じる。
(6) 小康期	
○目的	①対策の評価、次の流行対策 ②社会、経済機能の段階的回復
○主な対策	①対策の評価を行い、次の流行に備えた対策を検討し、実施する。 ②被害状況を把握し、早期回復を図るために、復旧方針及び支援策を決定、実行する。 ③流行が終息するまでは、適宜、町民に対し、情報提供を行う。

V 分野別対応

1 実施体制

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑え、社会経済的機能の破綻を防ぐためには、全庁あげての対応が求められる。

このため五ヶ瀬町災害対策本部の組織を参考にした体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、立ち上げるものとする。

(2) 町対策本部の設置

国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、町長を本部長、副本部長を副町長・教育長とする「町対策本部」を設置する。なお、新型インフルエンザ等の病原体に人に対する毒性や感染力が強いと判断された場合、緊急事態宣言がなされていない段階でも任意の町対策本部を設置し対策を実施する。

◆町対策本部の所掌事務

新型インフルエンザ等の感染拡大防止及び感染対策に関すること。

- ① 新型インフルエンザ等に係る適切な医療の提供（医療等の実施の要請等を含む）に関すること。
- ② 町民生活及び経済の安定に関すること。
- ③ 国、県、医師会その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- ④ 町民への広報及び啓発に関すること。
- ⑤ 新型インフルエンザワクチンの接種に関すること。
- ⑥ 緊急事態宣言が出されている場合の措置に関すること。
- ⑦ その他新型インフルエンザ等対策に必要な事項に関すること。

(3) 町対策本部の事務局等

事務局を総務課に置き、町対策本部の事務を処理する。

(4) 町対策本部の構成

「本部長」は町長、「副本部長」は副町長及び教育長とする。

町対策本部には、構成員として各課長・所属長及び消防団長を置き、相互に連携しつつ総合的な対策を推進する。

(5) 課長会（未発生期から）

- 本部会議における決定事項について全庁的な調整・指示を行う
- 各課としての対応の連絡・調整とその取りまとめ
- 各課において、業務継続計画の作成とその他必要な対応を行う

2 情報提供・共有

(1) 基本的な考え方

町民の過剰不安を解消し、町民ひとり一人が感染拡大防止のための適切な行動がとれるよう、県及び他市町村や医師会等関係機関と連携を図り、一般的な情報をはじめ、患者発生情報や診療情報などを迅速かつ的確に提供する。

なお、情報提供にあたっては、個人のプライバシーや人権に十分配慮する。

(2) 町民への情報提供

新型インフルエンザ等に関する一般的な情報については、町ホームページに掲載するとともに、防災無線等を活用し情報提供を行う。

また、海外発生期から県内発生早期までに県庁に開設される、帰国者・接触者相談センター（24時間体制）や一般の問い合わせに応じる保健所に設置されるコールセンターの開設について情報提供を行う。町は、国及び県からの要請に従い、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けての対応や一般の問い合わせ等の電話相談に対応する。

併せて、各発生段階に応じて、次の事項に関し町民へ協力を呼びかける。

発生段階	町民への協力依頼内容
------	------------

各段階共通	<ul style="list-style-type: none"> ・咳エチケットの励行 ・帰宅時の手洗い、うがいの実施
未発症期～ 海外発症期	<ul style="list-style-type: none"> ・食料や日常生活用品等の2週間分の備蓄
海外発症期～ 県・町内発症早期	<ul style="list-style-type: none"> ・発症国からの入国者や、感染者と接触したことが疑われる発熱者は、帰国者・接触者相談センターへ連絡し、指定された医療機関、又は帰国者・接触者外来を受診する ・不要不急の外出自粛要請
県・町内発症早期 ～県・町内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・外出や集会等への参加の自粛 ・公共の場でのマスクの着用 ・発病が疑われる際には、マスクを着用の上、一般の医療機関を受診(県内感染期) ・発病後に解熱回復した後も、3～5日間は外出を控える

(3) 患者発生に関する情報

県内及び国内における各種サーベイランス情報（患者発生情報）については、県と情報の共有を図るとともに、県の記者発表に合わせ町内情報についての発信を行う。

(4) 診療体制に関する情報

海外発症期から県内発症早期において、帰国者・接触者外来の受診方法は、報道機関や県ホームページ等の情報提供を活用する。

(5) 関係団体等への情報提供

町対策本部を介して、消防団等の関係団体に対して情報提供を行う。

3 予防・まん延防止

【町民や関係機関における感染拡大防止対策】

(1) 基本的考え方

新型インフルエンザ等が発生した場合には、患者の早期発見と感染拡大防止のための初期対応が重要であるが、その感染力の強さから、感染拡大防止は困難と考えられる。

しかしながら、感染拡大の防止には、早期の外出や集会の自粛が効果的であると考えられることから、町民・学校・企業・関係機関等に対し、正しい知識の普及啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等緊急事態においては、不要不急の外出や集会の自粛等の対応の強化を図る必要がある。

(2) 町民

新型インフルエンザ等の感染拡大防止には、町民ひとり一人の理解と自覚が不可欠であり、協力して家庭や地域を守るための行動をとることが重要である。

そのためには、次の予防策を家庭内で日頃から習慣化しておくことや発生時の対策を確認しておくことが求められる。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、不要不急の外出を自粛する。

- ① 「咳エチケット」の励行 不要不急の外出の自粛
- ② 食料品等の2週間分の備蓄
- ③ 外出時のマスクの着用と帰宅時を含む頻回の手洗い・うがいの励行
- ④ 新型インフルエンザ等が発生している地域への外出（海外渡航を含む）の自粛
- ⑤ 発症国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者との濃厚接触者が発熱した場合には、直ちに医療機関を受診するのではなく、先ず県庁（24時間体制）に設置する帰国者・接触者相談センターに電話相談を行い、センターから指定された医療機関あるいは帰国者・接触者外来を受診する。
- ⑥ 発病から回復解熱したあとも、ウイルスの排出がしばらくは続くため、発症した日の翌日から7日間を経過するまで、または解熱した日の翌々日までのいずれか長い方までは外出を控える

(3) 患者及び接触者

- ① 新型インフルエンザの患者に対しては、新たに接触者を増やさない環境下（入院又は発生状況に応じて自宅療養）で、抗インフルエンザウイルス薬を用いて適切に治療し、新たな感染経路を絶つ必要がある。（患者対策）

- ② 患者が発生した場合には、保健所等が行う積極的疫学調査に協力し、接触者に対し、外出自粛（自宅待機）を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う必要がある。（接触者対策）
- (4) 医療機関
- 医療機関には、患者が多数受診することから、感染のリスクの高い場所となる。医療機関が感染拡大の場とならないよう、感染防止対策を徹底させる必要がある。
- そのため、次の予防策や施設管理を実施させる体制で対応しなくてはならない。
- ① 外来では、発熱患者だけでなく職員や他の患者に対しても、マスクの着用を徹底する。
- ② 発熱患者とそれ以外の患者の診察場所を分離するとともに、換気に努める。
- ・空間的分離～待合及び診察の場所を完全に分離する
 - ・時間的分離～発熱患者専用の診察時間帯を設ける
- ③ 入院患者の増加に応じて、個室管理から多床管理、病棟単位での管理・対応で、院内での感染拡大を防ぐ。
- ④ 入院患者に対する面会は最小限とし、面会者は医療従事者と同様の感染防止対策を行う。
- ⑤ 院内感染防止対策に必要な個人防護具（PPE）を確保する。
- (5) 学校等
- 多くの児童・生徒、利用者、職員が集団生活をおくる学校や通所施設等は、感染拡大の極めて高い場といえることから、新型インフルエンザ等緊急事態宣言後には、臨時休業等の施設の使用制限の措置を講じる必要がある。（特措法第45条）
- ① 通常の段階から児童・生徒、利用者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- (6) 職場等
- 国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県知事の要請に伴い、施設の使用制限の要請等を行う。（特措法第24条第9項、第45条）
- (7) 公共機関等
- 多くの人を利用する公共機関については、感染拡大の場となることが懸念されることから、新型インフルエンザ等緊急事態においては、状況によっては、県知事の要請に伴い閉鎖等を含めた使用の制限を行うことが必要である。（特措法第24条第9項）
- (8) 催事、興行等
- 多数の人の集まる場所は、感染拡大の場となる可能性が高いことから、催事や興行等の自粛、または、入場制限等の必要な措置を講ずるよう県知事の要請に伴い主催者に要請する。（特措法第45条）
- (9) 消毒
- 新型インフルエンザ等は、咳やくしゃみによる飛沫感染とともに、手や指先を介した感染もあることから、感染拡大防止として痰やくしゃみで飛んだ分泌物等による汚染に対する消毒が重要である。
- 1) 患者等の生活の場
- ① 手袋、マスクを着用するとともに、使用後は口を広げたビニール袋に廃棄する。
- ② ビニール袋の中の空気を押し出さないように、口をヒモ等で閉じる。
- ③ 床や壁の表面汚染除去として、0.02-0.1%次亜塩素酸ナトリウム又は消毒用アルコールで清拭する。その際、換気に注意する。
- ④ ドアノブ、トイレ便座、水道のノブ、棚など患者が触れるものは頻回に、消毒用アルコールで清拭する。
- ⑤ アルコール消毒等で手指を消毒し、乾燥させる。
- 2) 患者の汚物等で汚染された場所
- ① 手袋、マスクを着用するとともに、使用後は口を広げたビニール袋に廃棄する。
- ② 患者の汚物等で汚染された床などの表面は、0.5%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた不織布などで拭き取る。
- ③ 特に汚染が著しい表面は、全体に十分に溶液をかけ、20分間放置後、使い捨て雑巾等で拭き取る。
- ④ 医療機関を除き、汚染された雑巾等はビニール袋に入れて各市町村で決められた方法で処

分する。

4 予防接種

(1) 基本的考え方

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の基となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

新型インフルエンザ対策における予防接種については、「特定接種」と「住民接種」が予定されている。

(2) 留意点

危機管理実態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、国が決定する。

(3) 医療関係者に対する要請

町は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

5 医療

(1) 基本的考え方

県内未発生期又は県内発生早期においては、感染拡大防止を主たる目的とし、患者及び疑いのある患者は帰国者・接触者外来（感染症指定医療機関及び入院治療協力医療機関等）を経て、感染症指定医療機関において入院治療することを基本とする。

県内感染期においては、すべての医療機関が対応することとし、増加する外来・入院患者に対応するため、重症患者への優先的な入院医療の確保を図る。

また、避けられない外科手術等の必要不可欠な医療と救急医療の確保が図られるよう、医療資源の有効活用を図る。

加えて県内感染期には、他の圏域からの応援は期待できないことから、各医療圏単位において、医師会・薬剤師会等との連携により在宅医療提供体制の確保を図るとともに入院患者等の医療の確保を図るものとする。

なお、町内感染期の医療体制の確保の観点から、医療従事者の感染防止に努めるとともに、パンデミックワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の優先投与を行い、医療従事者の確保を図る。

(2) 医療体制の確保（町立病院）

1) 外来

【海外発生期～県内発生早期】

- ・ 有症の帰国者等の相談に対応するため、県庁に「帰国者・接触者相談センター」（24時間体制）が設置される。県庁の帰国者・接触者相談センター（24時間体制）が、電話でのトリアージにより、受診の必要性を判断、指導する。
- ・ 感染症指定医療機関及び入院治療協力医療機関等に、帰国者・接触者外来が設置される。
- ・ 町立病院においても、まぎれ込み患者に備えて、院内感染防止に務める。

【県内・町内感染期】

- ・ 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来が廃止され、一般の医療機関で診療する体制となる。
- ・ 診療時間の延長、休日・夜間診療体制により、超過医療需要に対応する。
- ・ 薬剤師会と連携して、院外処方を受け入れる体制を確保する。
- ・ 救急センター機能や透析患者、妊婦等の必要不可欠な医療連携を確保する。

2) 入院

※県の対策等に適宜、協力・連携して町は以下の対策を実施する。

【県内発生早期】

- ・ 原則として、患者及び疑似症患者は感染症法に基づく感染症指定医療機関への入院措置と

する。

- ・重症患者を診療する入院治療協力医療機関を確保する。

【県内・町内感染期】

- ・感染症法に基づく入院措置を中止し、入院治療は重症患者に限定し、それ以外の患者は自宅療養を要請する。
- ・入院患者数の増加に備えて、以下の対応の検討を入院治療協力医療機関に要請する。
 - a. 早期退院や手術等の延期などにより、入院ベッドの確保を図る。
 - b. 患者の増加に応じて、個室管理から多床管理、病棟単位での対応に移行する。
- ・入院治療協力医療機関等の入院状況や空床情報を収集し、関係機関に提供する。
- ・小児、妊婦、透析患者については、その特殊性から入院治療協力医療機関や県医師会、各医師会と連携し、入院体制を確保する。

3) 医療従事者

- ・医療従事者は、最も感染リスクの高い集団であるため十分な感染防御対策を講じておく。
- ・医療従事者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬は、県内発生早期における患者等の接触者のみに行う。
- ・県内(町内)感染期には、医療従事者自身の発病のみでなく、家族の看護等で勤務できない者が増え、医療提供体制に支障をきたすことも想定されることから、事前に調整連携体制を構築しておく必要がある。

4) 連絡調整体制

- ・医療提供体制の確保には、関係機関の調整が不可欠であり、町立病院及び住民福祉課は医療機関の状況等を遅滞なく把握し必要な調整が行える体制を確保する。

(3) 医療関係者に対する要請・指示

町長は、特定接種を行うため、必要があると認めるときは、県知事に対し、医療関係者の要請又指示を行うよう求めることができる。(特措法第31条)

(4) 検査体制の確保

県内未発生期又は県内発生早期においては、県内における新型インフルエンザ患者をできるだけ早期にかつ正確に診断し、患者数が少ない段階で感染拡大を抑制しその後の患者数増加のタイミングを遅らせる対策を実施する必要がある。

医療機関における新型インフルエンザ等の早期かつ正確な診断を支援するために、医療機関、保健所、衛生環境研究所、国立感染症研究所の連携体制を構築するものとする。

【町立病院】

県内未発生期、県内発生早期においては、新型インフルエンザ等の症例定義に該当する患者は、保健所に通報する。新型インフルエンザにおいては、インフルエンザウイルス迅速抗原検出キットによりA型であることを同定した医療機関は、検体を採取し、保健所へ引き継ぐ。

※新型インフルエンザ等の症例定義は海外発生期に国から示される。

6 町民生活及び経済の安定の確保

(1) 基本的考え方

新型インフルエンザ等は、全人口の25%が罹患し、流行は8週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

(2) 業務継続計画の策定

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び経済への影響を最小限にできるよう、町及び町立病院並びに教育機関は、特措法に基づき新型インフルエンザ等に対応した業務継続計画等を策定するなど、事前に十分に準備を行う。また、一般の事業所においても従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び各課、各関係機関との連絡調整に関する事 ・その他の各課等に属さない事項 ・近隣市町村との連絡調整に関する事 ・庁舎の整備及び庁内発生時の対策に関する事
<p>税務財政課 (税務財政課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対策の予算に関する事 ・公共施設等に関する事
<p>住民福祉課 (住民福祉課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策行動計画策定に関する事 ・保育所の状況把握、連絡調整に関する事 ・福祉施設の閉鎖措置に関する事 ・遺体の火葬、安置に関する事 ・住民の健康相談等総合相談に関する事 ・住民からの問い合わせ、支援に関する事 ・在宅介護支援、地域包括支援総合相談に関する事 ・訪問看護に関する事 ・住民の安全安心の確保に関する事 ・独居高齢者等弱者支援に関する事 ・医療機関との連携に関する事 ・感染予防対策に関する事 ・高千穂保健所との連絡調整に関する事 ・啓発活動に関する事
<p>地域振興課 (地域振興課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設等における感染拡大防止に関する事 ・各事業者に対する感染拡大防止の協力依頼に関する事 ・イベント自粛の検討に関する事 ・コミュニティバスに関する事
<p>環境建設課 (環境建設課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道業務全般の良好な遂行に関する事
<p>農林振興課 (農林振興課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんにおける万一の発生に備えた防疫体制の強化
<p>会計室 (会計室長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出納事務に関する事
<p>議会事務局 (議会事務局長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会との連絡調整に関する事
<p>教育委員会 (教育次長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の被災状況把握及び対策に関する事 ・児童生徒の安全対策、予防教育に関する事 ・小中学校の臨時休業の要請、指導 ・教職員の健康管理に関する事 ・小中学校の各種行事等の延期や中止の指導 ・教育委員に関する事 ・社会教育施設に関する事
<p>消防団 (消防団長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、防災活動に関する事 ・救助対策に関する事
<p>町立病院 (病院事務長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来の確保に関する事 ・医療提供体制の確保に関する事 ・新型インフルエンザ患者の受入体制の確保 ・救急医療、その他重症患者等の医療の確保 ・他機関との連絡調整 ・病院職員の健康管理等 ・標準予防策の徹底に関する事

I <<発生段階ごとの主な対策と役割分担>>

(1) 未発生期	
○状態	・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
○対策の目的	・発生に備えて体制の整備を行う。
○対策の考え方	・新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画を踏まえ、関係団体と連携を図り、対応体制の整備や、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るために、継続的な情報提供を行う。
【実施体制】	
① 業務継続計画の策定を行い、必要に応じて随時見直す	総務課
② 町行動計画の策定を行い、必要に応じて随時見直す	住民福祉課
③ 連携体制の整備や情報の共有を図る	全課及び施設
【情報提供・共有】	
① 継続的な情報の提供 ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各媒体を利用し、継続的なわかりやすい情報提供をするための準備をする。 ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。	総務課 住民福祉課
② 体制整備等 ・発生時の情報提供の内容や媒体等について決定する。 ・県や医師会等の関係機関との担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。	総務課 住民福祉課
【予防・まん延防止】	
① 対策実施のための準備 ・個人における対策の普及 学校、事業所等に対しマスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な普及を図る。	住民福祉課
【予防接種】	
① 接種体制の構築 〈特定接種〉 国の要請により、特定接種の対象となり得る本町職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を進める。 〈住民接種〉 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。 ② 情報提供 国から示される新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について、町民に情報提供を行い、町民の理解促進を図る。	住民福祉課
【医療】	
① 地域医療体制の整備 ・保健所、郡医師会、郡薬剤師会、地域の医療機関、薬局、消防等の関係者など、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。 ・医療機関において、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染症対策等を進めるよう要請する。	総務課 住民福祉課 町立病院
② 国内感染期に備えた医療の確保 ・地域の実績に応じ、入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。 ・県と協力して新型インフルエンザ等の患者に対して入院治療が可能な病床数を把握する。	町立病院

③ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する（マニュアルを作成する。）	町立病院 住民福祉課
④ 最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員の為の個人防護具の備蓄を行う	総務課
【町民生活及び経済の安定の確保】	
① 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 ・町（県）内発生期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決定する。	総務課 住民福祉課
② 火葬能力等の把握 ・県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握、検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	住民福祉課
③ 物資及び資材の備蓄等 ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。	町立病院 住民福祉課

（２）海外発生期

○状態	・海外で新型インフルエンザ等患者が発生したが、国内では患者発生が確認されていない状態。
○対策の目的	・町内における新型インフルエンザ等患者の早期発見に努める。
○対策の考え方	・町（県）内発生に備えて体制の整備を行う。 ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう、措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・町内で発生した場合に早期に発見できるよう、町内のサーベイランス、情報収集体制を強化する。 ・町（県）内発生に備え、町（県）内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。 ・検疫等により国内発生を遅らせる間に、医療機関等への情報提供、診療体制の確立、町民生活及び経済の安定のための準備、プレパンデミックの接種、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。
【実施体制】	
① 体制強化等 ・各対策部の対策実施と関係機関との連携強化及び情報の共有化を図る。（初動対処方針等について協議）	総務課
【情報提供・共有】	
① 情報提供 ・海外での発生状況、国内で発生した場合に必要な対策等を情報提供する。 ・新型インフルエンザ等の基礎知識及び予防方法について情報を提供する。	住民福祉課
② 相談窓口の設置・広報 ・町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置及び広報を行う。	
③ 情報共有 ・国、県及び関係機関との情報共有を行う。	総務課
【予防・まん延防止】	
① まん延防止策の準備 ・国及び県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療、入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。	総務課

【予防接種】	
① 予防接種体制 〈特定接種〉 パンデミックワクチンが有効な場合、県と連携して、本町職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。 〈住民接種〉 国、県及び郡医師会等と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を進める。 ② 情報提供 国から示されるワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位といった具体的な情報を、引き続き住民に積極的に提供する。	住民福祉課
【医療】	
① 新型インフルエンザ等の症例定義 ・国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を医療機関へ周知する	住民福祉課 町立病院
② 医療体制の整備 ・帰国者、接触者相談センターへの案内等町民へ周知する。 ・国の発表した新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 ・町立病院が帰国者・接触者外来を開設した場合は連携する。 ・帰国者・接触者外来の開設のに向けた準備をする。	
【町民生活及び経済の安定の確保】	
① 遺体の火葬、安置 ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態を想定し、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する。	住民福祉課
(3) 町（県）内未発生期	
○状態	・国内において新型インフルエンザ等患者が発生したが、町（県）内では患者が確認されない状態。
○対策の目的	・海外発生期に準ずる。
○対策の考え方	・海外発生期に準ずる。
【実施体制】	
① 緊急事態宣言が発出された場合には、町対策本部を設置する（なお、新型インフルエンザ等の病原体に人に対する毒性や感染力が強いと判断された場合、緊急事態宣言がなされていない段階でも任意の町対策本部を設置し対策を実施する。）	総務課 住民福祉課
② 郡医師会、保健所等との連携強化及び情報の共有を図る	
【情報提供・共有】	
① 情報提供 ・国内の発生状況と町（県）内発生時に必要となる対策等の情報を提供する。 ・新型インフルエンザ等の基礎知識及び予防方法について情報を提供する。	住民福祉課
② 相談窓口の拡充を行う ・町民からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。	
③ 情報共有 ・国、県及び関係機関との情報共有を行う。	総務課
【予防・まん延防止】	
① 町内保育所、学校のサーベイランス体制を強化し、感染状況を確実に把握するとともに、各園、学校への情報提供により情報の共有化を図る	教育委員会 住民福祉課
② 新型インフルエンザ等の拡大状況や感染症の特徴等の情報収集を行う	住民福祉課
③ 新型インフルエンザ等に関する最新情報や町の対策、感染予防策実施の徹底を周知する。周知に当たっては、視覚、聴覚障がい者、外国人に配慮したも	住民福祉課

	町（県）内未発生期	町（県）内発生早期
<p>のとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要な外出は避ける、マスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケット、インフルエンザ等を疑う場合の受診方法について等。 		
【予防接種】		
<p>① 予防接種体制 〈住民接種〉</p> <ul style="list-style-type: none"> パンデミックワクチンの提供が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、町民への接種に関する情報提供を開始する。 接種の実施にあたり、学校、公共施設を中心に接種会場を確保し、集団接種を行う。 		住民福祉課
【医療】		
<p>① 医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般病院でも診療できる体制の準備 海外発生期に引き続き、帰国者・接触者外来の開設準備をする。 		町立病院
【町民生活及び経済の安定の確保】		
<p>① 町民に対し、発生時に社会機能維持に向けた取り組みに心がけるよう周知する</p> <ul style="list-style-type: none"> 備蓄状況の確認、資源等の消費節減、ごみの排出抑制など。 		総務課
<p>② 事業者に対し、事業縮小に向けた準備を行うよう周知する</p>		地域振興課
<p>③ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 町（県）内発生期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を決定する。 		総務課 住民福祉課
<p>④ 遺体の火葬、安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬場の火葬能力の限界を超える事態を想定し、一時的に遺体を安置できる施設、一時埋葬地等を決定する。 		住民福祉課
<p>⑤ 生活保護者への支援等を検討する</p>		住民福祉課
<p>⑥ 感染拡大やまん延期に備え、防犯、防災機能を維持し、住民生活の安全、安心を確保できるよう関係機関と連携し対応する</p>		総務課

（４） 町（県）内発生早期		
○状態	<ul style="list-style-type: none"> 町（県）内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴が疫学調査で追うことができる状態。 	
○対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 町（県）内での発生の遅延と早期発見に努める。 町（県）内での感染拡大をできる限り抑える。 患者に適切な医療を提供する。 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	
○対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 早期に発見できるよう、町（県）内のサーベイランス情報収集体制を強化する。 流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。緊急事態宣言が発出された場合は、積極的な感染拡大防止策をとる。 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、町民に対し、積極的な情報提供を行う。 町（県）内感染期への移行に備えて、医療体制確保、町民生活及び経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は出来るだけ速やかに実施する。 	
【実施体制】		
① 町対策本部は、行動計画に基づき、対策を実施する		総務課
② 郡医師会、保健所等との連携強化及び情報の共有を図る		住民福祉課
【情報提供・共有】		
① 新型インフルエンザ等に関する最新情報や町の対策等を周知する		総務課

		住民福祉課
② 町民に対して、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法）を周知する。また、学校、保育所や職場での感染拡大防止策についての情報も適切に提供する。		町立病院 住民福祉課
③ 相談窓口の拡充、強化を行う ・不安拡大に伴う相談等、専門的な内容の問い合わせが増加するため、相談窓口体制を拡充、強化する。		住民福祉課
④ 情報共有 ・国、県及び関係機関との情報共有を行う。		総務課
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	・県による不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限がなされた場合、町民への周知を行う。	総務課
【予防・まん延防止】		
<ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業所、福祉施設に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染症対策等を勧奨する。 ・事業所に対し、当該感染症の症状の認められる従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する。 ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等における感染対策を強化するよう要請する。 		総務課 地域振興課
【予防接種】		
① 予防接種体制 〈住民接種〉 ・住民に対する、ワクチンの集団接種を行う。		住民福祉課
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	・特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条の第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。	
【医療】		
① 県が行う搬送体制確保に協力する ・新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。県の設置する帰国者・接触者相談センターに関する広報を行い、帰国者・接触者センターを介して帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。		
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	・患者等が増加してきたら、国及び県の要請に基づき、感染症指定医療機関等の診療体制から一般の医療機関診療体制に移行する。	町立病院
【町民生活及び経済の安定の確保】		
① 町民に対し、発生時に社会機能維持に向けた取り組みに心がけるよう周知する ・備蓄状況の確認、資源等の消費節減、ごみの排出抑制など。		総務課 地域振興課
② 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する		
③ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 ・町（県）内発生期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を開始する。		総務課 住民福祉課
④ 遺体の火葬・安置 ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設、一時埋葬地等を設置する。		住民福祉課

	町（県）内発生早期	町（県）内感染期
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携し、町民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な提供を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 	地域振興課

(5) 町（県）内感染期		
○状態	<ul style="list-style-type: none"> ・町（県）内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 	
○対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る期間を含む。 ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・町民生活、経済への影響を最小限に抑える。 	
○対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会、経済活動の状況について周知し、個々一人一人がとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。 ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・勤務できないものの増大が予測されるが、町民生活、経済の影響を最小限に抑えるための必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小、中止を図る。 	
【実施体制】		
① 町対策本部は、行動計画に基づき、対策を実施する		全課及び施設
② 国内の発生状況等の情報の収集をする		住民福祉課
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等のまん延期により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。 	総務課
【情報提供・共有】		
① 引き続き、新型インフルエンザ等に関する最新情報や町の対策等を周知する		総務課
② 町民に対して、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法）を周知する。また、学校、保育所等や職場での感染拡大防止について情報も適切に提供する		住民福祉課
③ 相談窓口の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、相談窓口機能を継続する。 	
④ 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県及び関係機関との情報共有を行う。 	
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・県による不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限がなされた場合、町民への周知を行う。 	総務課

【予防・まん延防止】		
<ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業所、福祉施設に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染症対策等を勧奨する。 ・事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する。 ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染症対策を強化するよう要請する。 		住民福祉課 総務課 地域振興課
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	・県の要請のもと外出制限、施設の使用制限等が行われるため、指示に従い協力する。	
【予防接種】		
① 予防接種体制 〈住民接種〉 ・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。		住民福祉課
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	・特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。	
【医療】		
① 患者への対応（国及び県の要請により、下記の対策を実施する。） ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者については在宅での療養を要請する。 ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザ薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針に従う。 ・医療機関の従業員の勤務状況及び医療資機材、医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。		町立病院
② 医療機関等への情報提供 ・引き続き新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。		住民福祉課
③ 在宅で療養する患者への支援 ・国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。		総務課 住民福祉課
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	・上記の対策に加え、必要に応じて国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合に、患者治療のために定員超過入院等を行う。また、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県知事の指示により臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。	町立病院
【町民生活及び経済の安定の確保】		
① 事業者の対応		総務課 地域振興課

<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう要請する。 	町（県）内感染期	小康期
<p>② 町民、事業者への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。 		
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	<p>① 生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携し、町民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（特措法第59条） ・生活関連物資等の需給、価格変動や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ確かな情報提供に努める。 	総務課 地域振興課
	<p>② 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。 	
	<p>③ 埋葬、火葬の特例等（特措法第56条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の要請により、火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させる。 ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えたことが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。また、国が埋葬及び火葬の特例を定めた場合には、適切に特例措置を実施する。 	総務課 住民福祉課

（6）小康期		
○状態	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態 ・大流行が一旦終息している状態。 	
○対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・町民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 ・町民生活及び経済への影響を最小限に抑える。 	
○対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会、経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 	
【実施体制】		
① 町対策本部の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに町対策本部を廃止する。 	総務課
② 対策の評価と見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・実施した対策の評価を行い、再流行に備えた対策を検討し実施する。 	
【情報提供・共有】		
① 相談窓口の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数等の状況をみながら、相談窓口を縮小する。 	住民福祉課
② 新型インフルエンザ等の流行が終息するまでは、適宜、町民及び事業者に対し、国内外の発生、対応状況について情報提供を行う		
【予防・まん延防止】		
① 引き続き町民に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知する。		住民福祉課

【予防接種】		
① 予防接種体制 ・流行の第二波に備え、住民に対し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。		住民福祉課 小康期
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	・上記の対策に加え、必要に応じて国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。	
【医療】		
① 医療体制 ・国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。		町立病院
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	・必要に応じ、町（県）内感染期に講じた措置を適宜縮小、中止する。	
【町民生活及び経済の安定の確保】		
① 町民及び事業者への情報提供 ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ・自粛していた社会活動、閉鎖していた学校や施設等、高齢者や障がい者等への支援等を平常時の体制に戻すことを周知する。		総務課
② 社会的弱者への支援は、流行等の状況に合わせて平常時の体制に移行する		
③ 一時的遺体安置所は、新型インフルエンザ等による死亡者数を踏まえ、順次閉鎖する。		
④ 町民、事業者等へ協力要請した事項等について評価し、必要に応じて見直す。 ※食糧品等の備蓄、燃料資源の消費抑制及びごみ排出抑制 ※価格高騰、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請 ※社会的弱者への支援 ※遺体への適切な対応		
◆町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	① 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小、中止等 ・国及び県と連携し、国内及び県内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小、中止する。	

【用語解説】（あいうえお順）

○ アウトブレイク

アウトブレイク (outbreak) は、ある限定された領域の中で感染症にかかった人間、またはその他の生物の小集団を指す分類語である。また、アウトブレイクは、国家もしくはいくつかの国家を含んだ地域内で流行している感染症、あるいは世界的な病気の流行を示すパンデミックのことも指す。

○ 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 業務継続計画

業務継続計画 (Business Continuity Plan, BCP) は、災害による影響度を認識し、発生時の業務継続を確実にするため、必要な対応策を策定したもの。新型インフルエンザ等発生時の行政機能や社会機能を維持するために、各機関において、業務継続計画の策定が求められる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ **死亡率**

ここでは人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

○ **積極的疫学調査**

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ **致死率**

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ **登録事業者**

登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。（特措法第 4 条）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 28 条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者となる。

○ **濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ **発病率**

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに暴露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合

○ **パンデミック**

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザウイルスが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では、H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。